

# 税制全体のグリーン化について

平成23年12月12日

環境省

# 税制全体のグリーン化の推進

## 背景

平成21年度税制改正法附則第104条においては、税制の抜本的な改革に当たっては、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること」をその基本的方向性として検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとされている。

## 具体的な方向

- ① 税制の抜本的な改革は、環境への負荷の低減に資する方向でなされるべきであり、少なくとも「CO2中立・環境中立」（税制の見直しによって環境負荷がかえって増えないもの）であること。
- ② 車体課税やエネルギー課税といった環境関連税制は一体のものとして体系的な見直しを行うこと。仮に、車体課税の簡素化を図る場合には、諸外国との比較で低い水準にあるエネルギー課税を強化するなど、税制全体のグリーン化を確実に推進することが必要。
- ③ 「燃料などのエネルギー課税は国、車体課税は地方」等の考え方の下、環境関連税制の思い切った簡素化を行う場合には、公害健康被害の補償財源を汚染者負担の原則に則って安定的・長期的に確保できるようにすること。

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)  
 ( OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes” )

表4A 環境関連税制の内訳 (抄)

( Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes )  
 2004年 (億ドル)

課 税 対 象	日 本
エネルギー物品 (Energy products)	485
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	291
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
- 石油石炭税
- 電源開発促進税
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

表4B 環境関連税制の税収 (抄)

( Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes )  
 2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税 収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。